

# 神戸市新規採用介護職員に関する住宅手当等補助

介護保険施設・介護サービス事業所の人材確保支援として、事業所所在地の区外から新たに正規の介護職員を採用した際に、事業所運営法人に対して住宅手当支給額等の一部を補助します。

## 1. 補助対象介護職員

神戸市内の事業所に勤務する介護職員であって、次のいずれにも該当するものになります。

- (1) 雇用された日から3年以内であること。
- (2) 正規職員であること。
- (3) 雇用日から3ヵ月以前の住所が、事業所の所在する行政区以外であること。

**※「介護職員」とは主たる業務として直接介護を行う従事者です。**

## 2. 補助対象事業者

補助事業の対象となる者は、神戸市内の法人であって、次のいずれかに該当する者です。

- (1) 住宅手当制度を現に有する、または当該年度中に新設する法人。
- (2) 補助対象介護職員の宿舎として民間賃貸住宅等の居室を借り上げ、補助対象介護職員に宿舎として居住させている法人。ただし、法人等が所有する居室は除くものとする。

## 3. 補助対象経費

補助事業の対象となる経費は、以下における費用となります。

- (1) 補助対象事業者が当該年度内に、補助対象介護職員に支給する住宅手当に要する費用。
- (2) 補助対象事業者が当該年度内に、補助対象職員の宿舎として借り上げる居室にかかる費用のうち、賃借料、共益費、管理費（以下「賃借料」という。）。ただし、法人が補助対象介護職員から賃借料の一部を徴収している場合は、当該徴収額を補助対象経費から控除する。

## 4. 補助金額

補助対象職員を雇用した月数に14,000円を乗じて得た補助基準額と、法人が負担する補助対象経費の実支出額に2分の1を乗じて得た額を比較して少ない方の額となります。ただし、雇用期間に1月に満たない端数が生じた場合は、これを切り捨てます。

(例1) 令和4年4月1日から新規雇用となり、毎月40,000円の住宅手当を支給している場合

補助対象経費：住宅手当40,000円 × 12ヵ月 = 480,000円

480,000円 × 2分の1 = 240,000円

補助基準額：14,000円 × 12ヵ月 = 168,000円

⇒補助額は168,000円

例2) 令和4年6月15日から新規雇用となり、毎月40,000円の住宅手当を支給している場合

補助対象経費：住宅手当40,000円 × 10ヵ月 = 400,000円

400,000円 × 2分の1 = 200,000円

補助基準額：14,000円 × 9ヵ月 = 126,000円

⇒補助額は126,000円

## 5. 提出書類（全てデータでご提出ください）

（様式）

- ・補助金交付申請書（様式第1号）
- ・補助対象介護職員一覧表（様式第1号別紙）
- ・神戸市新規採用介護職員に関する住宅手当等事業計画書（様式第2号または第2号の2）
- ・収支予算書（様式第3号）
- ・神戸市新規採用介護職員に関する確認書（様式第4号）

（添付書類）

- ・補助対象介護職員の住民票の写し  
※採用前の住所並びに現住所を証明するためのものです。  
そのため、昨年度以前の申請時に提出済の方は提出不要ですので、住民票の代わりに、  
現住所が確認できる公的な証明（運転免許証等）の写しをご提出ください。
- ・補助対象介護職員の雇用契約書等の写し
- ・補助対象施設の不動産賃貸借契約書の写し（借上げの場合のみ）
- ・法人の給与規則等の写し  
※雇用契約書、不動産賃貸借契約書、給与規定については、昨年度以前の申請時に提出  
済の方は、内容に変更がない場合は今年度の提出は不要です。

## 6. 申請締め切り 令和4年10月31日（月曜）

提出先・問い合わせ先

神戸市福祉局介護保険課

電話：078-322-6229（担当：中島・河村・合田）

アドレス：[kobekaigohokenka2@office.city.kobe.lg.jp](mailto:kobekaigohokenka2@office.city.kobe.lg.jp)

※補助要綱・申請書類・Q&A等は神戸市ケアネットに掲載しています。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a46210/business/annaitsuchi/kaigoservice/jinzai/jinzaikakuho.html>